

【大崎圏域住民へのお知らせ】

指定ごみ袋特例措置の実施期間を延長します

指定ごみ袋が購入できない場合の特例措置について、実施期間を以下のとおり延長します。
 圏域住民の皆様におかれましては、引き続き過度なご購入をお控え頂きますようお願いいたします。

指定ごみ袋を購入できない場合は、中身が見える市販の透明・半透明の袋
(30L～45Lサイズに限る)でご家庭のごみを出すことができます。

実施期間：4月20日(月)から~~5月19日(火)までの1か月間~~に限定



実施期間を6月30日(火)まで延長します

使用できる袋：中身が見える市販の透明・半透明の袋 (30L～45Lサイズに限る)

燃やせるごみ：袋に「燃やせるごみ」と大きく書いて出してください。

中身が見える透明・半透明の袋

⇒収集します



中身が見えない色付きの袋

⇒収集しません



プラスチック：袋に「プラスチック」と大きく書いて出してください。

中身が見える透明・半透明の袋

⇒収集します



中身が見えない色付きの袋

⇒収集しません



✓ 30L～45L以外の袋は不可

✓ 他自治体の指定ごみ袋は不可

✓ 持ち手の有無はどちらでも可 (中身が出ないようにしっかり縛ること)

このお知らせは大崎地域広域行政事務組合ウェブページにも掲載されております

問い合わせ先：大崎地域広域行政事務組合 業務課 (電話番号：0229-25-8867)



大崎広域
ウェブページ